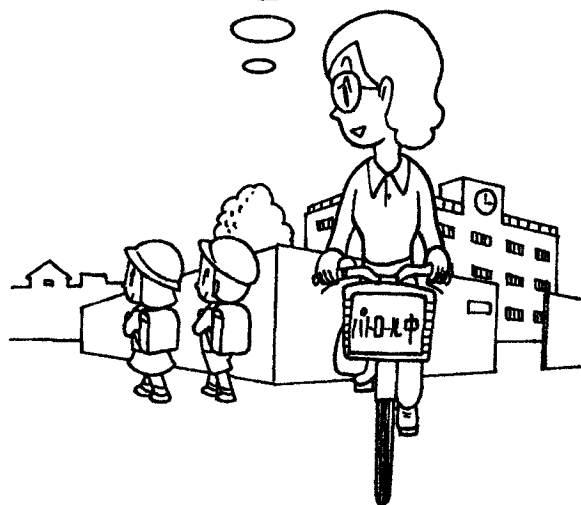


平成21年度 神奈川県 自主防犯活動団体等支援制度のご案内

万が一のときも
事故給付金が
支給されるよ



◆「事故給付金制度」
→ 1～3ページをお読みください。

パトロール活動を
始めるときに、補助金が
もらえるんだって！



◆「安全・安心まちづくり団体事業補助金」
→ 4～10ページをお読みください。

神奈川県では、防犯パトロールなど自主防犯活動に取り組む方々を支援するため、活動中の怪我など万が一の場合に備えた「事故給付金制度」、活動を新たに立ち上げる際の支援として「安全・安心まちづくり団体事業補助金」を実施しています。

申請方法などの詳細については、このパンフレットをお読みください。申請に必要な書類は、県安全・安心まちづくり推進課、同川崎分室、各地域県政総合センター県民・安全防災課に置いてある他、県安全・安心まちづくり推進課のホームページにも掲載しています。

問い合わせ先：県安全・安心まちづくり推進課

電話045-210-3515（直通）

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/azenansin/anzennindex.htm>



事故給付金制度

防犯活動に取り組むボランティアの方々が、安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故により負傷した場合などに、給付金を支給します。

対象となる活動内容などは次のとおりですが、制度の適用を受けるためには、事前に県に登録をしていただく必要があります。登録していただいた団体には、県から防犯に関する情報やイベント情報などを随時お知らせします。



区分	内 容
支給対象となる活動	<p>支給対象となるのは、神奈川県内において、次のような地域の防犯性向上のための活動を行っている際、又はその往復の途上で発生した事故となります。</p> <p>① 防犯のための安全マップ作成、防犯診断、防犯パトロールなどの地域安全活動 ② 学校及び通学路安全確保活動 ③ 防犯キャンペーンなどの防犯に係る広報・啓発活動 ④ 少年非行防止に係る活動 ⑤ ①から④に掲げる活動の実施に係る打ち合わせ会議、講習会 ⑥ その他犯罪防止を目的とした活動であって、神奈川県知事が認める活動</p> <p>※ ただし、次の場合は支給対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動者の故意又は重大な過失により生じた事故 ○ 活動者の自傷行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故 ○ 活動者の飲酒運転、無資格運転による事故又は薬物の影響下の事故 ○ 活動者の病気に起因する転倒などによる事故 ○ 天災に起因する事故 ○ 戦争、暴動等による事故 ○ もっぱら団体等の親睦を深めるための行事中及びその往復の途上で発生した事故 ○ その他神奈川県知事が事故給付金の支給にふさわしくないと判断した活動中の事故
支給対象者	<p>事故給付金の支給対象となる活動者は、上記の支給対象となる活動を継続的かつ計画的に実施している自主的団体・グループや自治会・町内会であって、県にあらかじめ登録をした団体の活動に無報酬で参加する方です。</p> <p>ただし、少年補導員、防犯指導員など、県費で保険に加入している方については、事故給付金の支給対象とはなりません。</p>

★ 事故給付金の支給額

事故給付金の支給額は次のとおりです。
 なお、事故給付金の支給に当たっては、県で審査を行います。

区分	金額	
事故により死亡した場合	500,000円	
事故により負傷した場合	全治1ヶ月以上の負傷	100,000円
	全治2週間以上の負傷	15,000円

※ ただし、同一の事故で、県の他の見舞金、弔慰金の支給を受けた場合、事故給付金の支給額を減額します。

★ 団体登録・継続登録の方法

<団体登録の方法>

「安全・安心まちづくり団体登録申請書」（様式1）に必要事項を記載の上、団体の所在地を管轄する提出先に、持参、郵送、信書便、FAXなどにより提出してください。登録手続き終了後、登録証を送付します。

<継続登録の方法>

団体登録は、毎年度更新（継続登録）の手続きが必要です。「安全・安心まちづくり団体継続登録申請書」（様式3）に必要事項を記載の上、団体の所在地を管轄する提出先に、持参、郵送、信書便、FAXなどにより4月1日以降5月31日までに提出してください。登録手続き終了後、登録証を送付します。

なお、5月31日までに申請された団体は4月1日以降の事故が給付金の支給対象となりますが、6月1日以降に申請されますと申請日以降の事故が給付金の支給対象となります。

団体所在地	提出先
横浜市	県安全・安心まちづくり推進課（県庁第二分庁舎内） 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3515 FAX 045-210-8953
川崎市	県安全・安心まちづくり推進課川崎分室（県高津合同庁舎内） 〒213-8515 川崎市高津区溝口1-6-12 TEL 044-822-5744 FAX 044-813-7421
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター県民・安全防災課（県横須賀合同庁舎内） 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 TEL 046-823-0210 FAX 046-824-2459
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター県民・安全防災課（県厚木合同庁舎内） 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111 FAX 046-225-1743
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター県民・安全防災課（県平塚合同庁舎内） 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 TEL 0463-22-2711 FAX 0463-23-0599
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	足柄上地域県政総合センター県民・安全防災課（県足柄上合同庁舎内） 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-5111 FAX 0465-83-4591
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	西湘地域県政総合センター県民・安全防災課（県小田原合同庁舎内） 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000 FAX 0465-32-8111
相模原市	県央地域県政総合センター県民・安全防災課（相模原分室）（県相模原合同庁舎内） 〒229-0036 相模原市富士見6-5-8 TEL 042-755-1121 FAX 042-757-6955

★ 事故が発生した場合は

事故が発生し、活動者が負傷した場合などは、速やかに、県安全・安心まちづくり推進課にご連絡ください。

事故給付金の申請に当たっては、医師又は医療機関の発行した診断書、団体の活動中の事故である旨の証明書、事故現場の写真、団体構成員の名簿などを添付する必要がありますので、詳細はお問い合わせください。



問い合わせ先：県安全・安心まちづくり推進課
電話045-210-3515（直通）

神奈川県知事 殿

団 体 名 _____

代表者名 _____

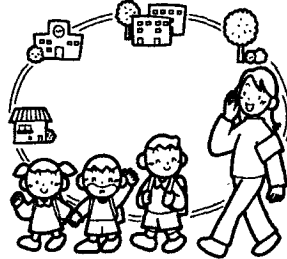
安全・安心まちづくり団体登録申請書

神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、団体の登録を申請します。

団 体 名	
代 表 者 名	
団 体 所 在 地	〒 _____
連 絡 先	電話番号 _____ F A X _____ E-mail _____
送 付 先	〒 _____ 住所 _____ 担当者名 _____ ※ 団体所在地と同じ場合は記載不要です。
活 動 内 容 該当するものに レ点を付けてく ださい。	<input type="checkbox"/> 防犯のための安全マップ作成、防犯診断、防犯パトロールなどの地域安全活動 <input type="checkbox"/> 学校及び通学路安全確保活動 <input type="checkbox"/> 防犯キャンペーンなど、防犯に係る広報・啓発活動 <input type="checkbox"/> 少年非行防止に係る活動 <input type="checkbox"/> 上に掲げる活動の実施に係る打ち合わせ会議、講習会 <input type="checkbox"/> その他 ()
そ の 他	活動開始年月 (年 月) 活動に従事している人数 (名) 団体種別 (自治会・町内会、PTA、老人会、商店会、NPO 法人、 青少年関係団体、防犯協会、その他の団体)

安全・安心まちづくり団体事業補助金

この制度は、県民の皆さんや事業者の方で自主的に組織する団体（以下「団体」という。）が、継続的かつ計画的に、地域の防犯性向上のための活動を開始しようとする際に、その立ち上げに必要となる物品購入費を補助する制度です。
補助対象となる活動内容などは次のとおりです。

区分	内 容
補助対象事業	<p>団体が新たに開始する次の非営利事業が対象です。 既に次の①～③のいずれかの事業を行っている団体が、新たに①～③の他の事業を実施する場合は補助対象となります。</p> <p>① 防犯パトロール事業 ② 学校及び通学路安全確保事業 （登下校時における通学路の子ども見守り事業など） ③ 防犯キャンペーン事業 （駅、繁華街における防犯に係る啓発事業など）</p> <p>※ 市町村など他の公共団体から補助又は物品支給を受ける場合には、補助対象外となります。</p> 
補助対象経費	<p>上記の対象事業を開始する際に必要となる次の物品購入費が対象となります。</p> <p>① 帽子、Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、ベスト、ジャンパー等の防犯活動用被服 ② 防犯用腕章、タスキ、プレート、ステッカー、のぼり旗、のぼり旗用ポール、拡声器、青色回転灯等の補助対象事業を実施していることを表す物品 ③ 防犯用笛、防犯ベル、信号灯、懐中電灯等の活動中の安全の確保に資する物品</p> <p>※ ①及び②については、「防犯」の表示を行うなど、安全・安心まちづくりの活動を行うためのものであることがわかるよう表示されたものに限ります。 ※ 乾電池、事務機器等の防犯活動以外にも流用が可能な物品、物品を購入時の送料については、補助対象にはなりません。 ※ その他、補助対象かどうか不明な物品がありましたら、お問い合わせ下さい。</p>
補助金額	1団体 8万円を上限とします。
補助決定	<p>申請内容を審査の上、予算の範囲内で補助団体を決定します。 なお、審査に当たっては、次の事項を考慮します。</p> <p>① 事業実施の効果…活動回数、参加人員などの事業規模（活動の頻度、参加者の広がりなど） ② 助成の効果…購入物品の必要性（既に相当数の物品を保有しているかどうか、既に本補助金を交付された団体かどうかなど） ③ その他…地域バランス</p>
実績報告	<p>補助を受けた団体は、当該年度の事業終了後、補助対象物品を活用した活動の写真、領収書などとともに、県に実績報告書を提出していただきます。 また、活動の状況を把握するため、県のくらし安全指導員が、実際の活動場所にお伺いさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>

★ 補助申請の方法

「神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付申請書（第1号様式）」に次の書類を添付し、下記の県安全・安心まちづくり推進課、同川崎分室、または、各地域県政総合センター県民安全防災課に、郵送、信書便による送付又は持参により提出してください。

- ① 安全・安心まちづくり団体事業計画書（第2号様式）
- ② 安全・安心まちづくり団体事業収支計算書（第3号様式）
- ③ 経費の内訳に関する書類（見積書等）
- ④ 団体調書（第4号様式）

団体所在地	提出先
横浜市	県安全・安心まちづくり推進課（県庁第二分庁舎内） 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3515 FAX 045-210-8953
川崎市	県安全・安心まちづくり推進課川崎分室（県高津合同庁舎内） 〒213-8515 川崎市高津区溝口1-6-12 TEL 044-822-5744 FAX 044-813-7421
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター県民・安全防災課（県横須賀合同庁舎内） 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 TEL 046-823-0210 FAX 046-824-2459
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター県民・安全防災課（県厚木合同庁舎内） 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111 FAX 046-225-1743
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター県民・安全防災課（県平塚合同庁舎内） 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 TEL 0463-22-2711 FAX 0463-23-0599
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	足柄上地域県政総合センター県民・安全防災課（県足柄上合同庁舎内） 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 TEL 0465-83-5111 FAX 0465-83-4591
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	西湘地域県政総合センター県民・安全防災課（県小田原合同庁舎内） 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8000 FAX 0465-32-8111
相模原市	県央地域県政総合センター県民・安全防災課（相模原分室）（県相模原合同庁舎内） 〒229-0036 相模原市富士見6-5-8 TEL 042-755-1121 FAX 042-757-6955

★ 補助金交付申請提出期限

区分	対象事業の開始時期	交付申請提出期限
第1回	平成20年12月27日～	5月29日（金）
第2回	平成21年5月30日～	7月31日（金）
第3回	平成21年8月1日～	9月30日（水）
第4回	平成21年10月1日～	12月28日（月）

問い合わせ先：
県安全・安心まちづくり推進課
電話045-210-3515（直通）

- 事業を開始する時期に合わせて申請してください。
- 平成20年12月27日以降に新たに事業を開始し平成21年度以降も継続して活動をする団体については、第1回交付申請提出期限の5月29日までに申請することができます。
- 郵送による提出の場合は提出期限当日の消印まで有効です。

(記 載 例)

第1号様式

平成21年5月15日

神奈川県知事殿

第4号様式に記載の団体名
と同じにしてください。

申請者住所 ○○市○○町1-1-1
電話番号 045(210)××××
団体名 ○○地区町内会
代表者氏名 会長 神奈川太郎 印

神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付申請書

安全・安心まちづくり団体事業について、標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
安全・安心まちづくり団体事業計画書(第2号様式)のとおり
- 2 補助事業の着手及び完了の予定期日
平成21年5月1日 ~ 平成22年3月31日
- 3 交付申請額
金 80,000円
- 4 交付申請額の算出方法
安全・安心まちづくり団体事業収支計算書(第3号様式)のとおり
- 5 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
安全・安心まちづくり団体事業収支計算書(第3号様式)のとおり

交付申請額は、第3号様式に記載した
金額が8万円を超えている場合、上限
である8万円と記載してください。

事業着手日は、これから
行う場合は着手予定日を
記載し、既に事業を行っ
ている場合は着手日を記
載してください。また、
第2号様式の補助事業開
始(予定)日と一致させ
てください。
完了予定期日は継続して
活動を行っていただくも
のですが、補助事業とし
て年度で区切らせていた
だいておりますので、平
成22年3月31日と記
載してください。

安全・安心まちづくり団体事業計画書

1 地域における犯罪発生状況、特徴

昨年、〇〇地区町内会では、空き巣は10件だったが、今年は1月～4月までで既に10件の空き巣が確認されている。

2 補助事業の目的及び内容等

(1) 目的

〇〇地区町内会では上記現状を踏まえて、地域の防犯パトロールを実施し、空き巣ゼロを目指す。

(2) 実施内容

① 補助事業（新たに取り組む活動）の内容

補助対象事業①防犯パトロール事業、②学校及び通学路安全確保事業、③防犯キャンペーン事業のうち、どの事業を行うかを記載してください。また、活動内容は具体的に記載してください。

- ・ 週3日、月、水、金の14時から16時にパトロールベスト（補助金交付後に購入予定）を着用して地域防犯パトロール事業を実施する。
- ・ 町内会員を5人1組に分けて8班体制で行う。
- ・ 活動地域は〇〇町内の1丁目～4丁目とする。
- ・ 1丁目は1・2班、2丁目は3・4班、3丁目は5・6班、4丁目は7・8班の交代制で行う。

新たに取り組む活動の対象地域を記載してください。

- ・ ××町内1丁目～3丁目
- ・ 〇〇小学校の通学路 等

② 団体として従来取り組んでいた活動の内容

- 週1回地域の清掃活動
- 年末防火活動

(3) 補助事業開始（予定）日

平成21年 5月1日

(4) 補助事業参加者数

40人程度

(5) 補助事業実施頻度

(年 ・ 月 ・ 週) 3回

活動に参加する人数を記載してください。

3 補助事業に必要な物品（今回購入予定物品）

区分	物品名	購入必要数	現保有数
活動用被服	パトロールベスト	40着	0
帽子、ベスト等 別表の対象経費 ①に該当する物品	<p>補助金交付後、購入物品の変更等は基本的に認められませんので、活動をする際に必要な物品については団体の中でよく話し合っていた上で、記載してください。 物品の種類、数は、第3号様式、見積書と一致させてください。</p>		
活動を表す物品			
腕章、のぼり旗等 別表の対象経費 ②に該当する物品	腕章（貸与）	0	20個
	帽子	0	5個
その他 別表の対象経費 ③に該当する物品	<p>申請の対象でない物品でも、保有し、または貸与を受けているものがあれば記載してください。</p>		

参加者数と購入必要数・現保有数の整合性に注意してください。

申請の対象でない物品でも、保有し、または貸与を受けているものがあれば記載してください。

4 期待される効果

パトロールベストを着用してパトロールすることにより、パトロールが地域で認知され、防犯活動に参加する住民が増えることを期待している。空き巣等の犯罪をゼロにすることはもちろんのこと、活動を通じて地域のコミュニティを活性化させることができ、住民の防犯意識の向上も図れる。

安全・安心まちづくり団体事業収支計算書

科目	金額	備考
I 収入の部		
安全・安心まちづくり団体補助金	80,000	
町内会費	15,000	
収入合計 (A)	95,000	
II 支出の部		
防犯パトロール活動費	95,000	(パトロールベスト @2000×40着=80,000) (名入れ代 @15,000)
支出合計 (B)	95,000	
収支差額 (A) - (B)	0	

積算の根拠となる、見積書等を必ず添付してください。

物品を購入する際、業者によっては送料がかかる場合がありますが、送料は補助対象になりません。
乾電池、事務機器等の防犯活動以外にも流用が可能な物品については、補助対象にはなりません。
その他、補助対象かどうか不明な物品がありましたら、お問い合わせ下さい。

収入合計(A)と支出合計(B)は一致させてください。

* 支出計画

第1四半期 (4月～6月)	95,000 円
第2四半期 (7月～9月)	円
第3四半期 (10月～12月)	円
第4四半期 (1月～3月)	円
合計 ((B)と同額)	95,000 円

団体調書

団 体 名	〇〇地区町内会	
連 絡 先	tel: 045(210)×××× e-mail: <u>abcd@***.ne.jp</u> 氏名: 〇山 △太郎	fax:045(210) z z z z
発 足 年 月 日	昭和50年4月1日	
構 成 員 数 (会 員 数)	150人	
役 員 (世話人・運営委員等)	5人	
団 体 設 立 の 経 緯	昭和40年代後半からの住宅開発に伴い設立。	
団 体 の 目 的	会員相互の融和親睦を図り、明るく住みよい環境を整備することにより、会員の福祉の向上に資することを目的とする。	
主 な 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員相互の連絡協調に関する活動 ・ 町内の発展と明るい町づくりに必要な計画の策定と実施 ・ 青少年の健全育成及び児童の善導に必要な事業 ・ 防災活動 ・ 環境衛生活動 	
年 間 予 算 (2 1 年 度)	町 内 会 費 500,000円 (21年 4月～ 22年 3月)	県からの補助金のほか、市町村等からの補助金がある場合は、記載してください。
過 去 の 助 成 実 績	なし	

※ その他、団体の定款、規約、役員名簿などがある場合には、添付してください。